

**\*長期入所サービス利用料金（1日あたり）\***

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。（別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。）

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金	<b>区分3</b> <b>10,730円</b>	<b>区分4</b> <b>11,890円</b>	<b>区分5</b> <b>15,000円</b>	<b>区分6</b> <b>18,440円</b>
内訳	6,760円	7,920円	11,030円	14,470円
①障害程度区分に応じた利用料 （生活介護＋施設入所支援）	（5,380円＋ 1,380円）	（6,040円＋ 1,880円）	（8,540円＋ 2,490円）	（11,380円＋ 3,090円）
②専門的な支援に係る利用料※加算分 （生活介護＋施設入所支援）	3,970円 （2,750円＋1,220円）			
2. うち、介護給付費が給付される金額	9,657円	10,701円	13,500円	16,596円
3. うちサービス利用に係る自己負担額（定率負担）（1－2）	1,073円	1,189円	1,500円	1,844円
4. 食事に係る自己負担額	1,600円			
5. 光熱水費に係る自己負担額	320円			
<b>自己負担額の合計</b> <b>＝3＋4＋5</b>	2,993円	3,109円	3,420円	3,764円

## 《利用者負担の減免について》

### 〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり 5 区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1 ヶ月あたりの負担上限額	備考
生活保護	生活保護受給世帯	0円	個別減免及び通所施設・在宅サービス等軽減は、廃止となる（医療型個別減免は存続される）
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、ご本人の収入が 80 万円以下の方	0円	
低所得 2	市町村民税非課税世帯（低所得 1 に該当する者を除く）	0円	
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満の者に限り、20 歳以上の施設等入所者を除く）	【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円	
一般 2	市町村民税課税世帯（一般 1 に該当する者を除く）	37,200 円	

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 （施設に入所する 18、19 歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

